

北九保地介第1523号
令和3年6月29日

有料老人ホーム管理者様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護サービス担当課長

有料老人ホーム等における事故報告について（依頼）

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

先般、厚生労働省より「介護保険施設等における事故の報告様式等について（介護保険最新情報Vol.943）」において、事故報告の標準化が示されました。

それを受け、本市においても事故報告について、下記のとおり事故報告要領を定めました。つきましては、今後事故等が発生した際は、事故報告要領に従い対応をお願いいたします。なお、報告様式についても改正しておりますので、併せてご確認ください。

記

1 報告要領及び改正後の報告様式について

報告要領及び改正後の報告様式は次のとおり掲載しています。今後、事故報告書を提出する際は本様式をご使用ください。

▶ 北九州市ホームページ掲載場所

北九州市HP：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800062.html>

トップページ > 施設 > 生活分野ごとの施設一覧 > 高齢者・介護に関する施設 >
有料老人ホームの設置・変更・廃止に伴う届出等

2 報告要領を定めたことによる主な注意点

(1) 報告期限について

「事故発生後速やかに、遅くとも5日以内に行うこと」となりました。

(2) 報告対象について

けが等については、「医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故」が報告対象となりました。

3 事故の報告

入居者に事故が発生した場合は、おおむね事故発生から5日以内に「有料老人ホームにおける事故報告書」により介護保険課宛に報告してください。

※「特定施設入所者生活介護」の指定を受けている施設については、介護サービスにおける事故報告書を提出してください。

4 事故報告書の提出方法

- (1) 事故報告書の様式をダウンロードする
- (2) 必要事項を入力する
- (3) ファイル名は「事故報告書（有料老人ホーム〇〇（施設名）」と入力する
- (4) 電子メールで送る

件名は「事故報告書（有料老人ホーム〇〇（施設名）」とする

送り先はho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jpとする

本文は入力不要

※ただし、電子メールによる提出が困難な場合は郵送により提出すること。

5 留意事項

設置者が北九州市に提出した事故報告書について、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）に基づく行政文書開示請求等が行われた場合は、個人情報等を除き、原則として開示するものとする。

6 問い合わせ先

保健福祉局地域福祉部介護保険課施設サービス係

電話：093-582-2771